

改正

平成18年3月23日条例第33号
平成18年9月29日条例第59号
平成19年3月19日条例第16号
平成20年3月19日条例第10号
平成20年9月26日条例第38号
平成21年3月5日条例第9号
平成22年3月5日条例第4号
平成24年3月13日条例第6号
平成26年9月17日条例第17号
平成29年3月13日条例第4号

せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者、ひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し医療費の一部を助成し、もって保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級、2級又は3級（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る。（以下「内部障害」という。）内部障害4級を重複して持つ者も対象とする。）のいずれかに該当する者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障害（知能指数がおおむね35以下、なお肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者については、おおむね50以下であって、日常生活において介護を必要とする者）と判定され、又は診断された者
- (3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健福祉法施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に掲げる1級に該当する者

2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者のうち、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者
 - イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者
 - (2) 「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、前号のひとり親家庭の母に準ずる者をいう。
 - (3) 「児童」とは、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者（引き続いて特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）に在学する者にあつては、在学する期間を含む。）
 - イ ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者
- 3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）
- 4 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- 5 第4条に定める「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。
- 6 この条例において「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- 7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 8 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 9 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

（助成の対象）

- 第3条 町長は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の父又は母にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。
- (1) 生活保護法による保護を受けている者
 - (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者
 - (3) 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 所得の額が、規則で定める額以上である者
 - イ 重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上である者
 - ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者
 - エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間
 - (4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者
 - ア ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上である者
 - イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上である者
 - ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下「養育者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上である者
 - エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上

である者

(助成の額)

第4条 助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。

2 町長は、第2条第6項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(受給者証の交付申請)

第5条 第3条に該当する者で、この条例による医療費の助成を受けようとするものは、規則で定めるところにより交付申請書を町長に提出して登録を受けなければならない。

(受給者の決定等)

第6条 町長は、前条の交付申請書を受理したときはその内容を審査し、医療費の助成をすべきものと認めたときは、受給者として決定する。

2 町長は、前項の規定により受給者として決定された者に対し、医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 受給者は、社会保険各法の規定により指定を受けた病院、診療所、薬局その他の医療取扱機関(以下「保険医療機関」という。)において治療、薬剤の支給等を受ける際、当該保険医療機関に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、町長がその助成する額を保険医療機関に支払うことにより行うものとする。

2 町長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、受給者又はその保護者に支払うことにより行うことができる。

(届出の義務)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(助成の終了)

第10条 受給者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日からこの条例による医療費の助成は行わないものとする。

(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(損害賠償との調整)

第11条 町長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度額において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の削減)

第13条 この条例による助成を受けることができる権利は、受給者が保険医療機関において治療、薬剤の支給等を受けた日の翌月の初日から起算して2年を経過したときは消滅する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成6年大成町条例第21号)、北檜山町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成6年北檜山町条例第21号)又は瀬棚町重度心身障害者、ひとり親家庭

等の医療費の助成に関する条例（昭和48年瀬棚町条例第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月23日条例第33号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日条例第59号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第16号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日条例第10号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月26日条例第38号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月5日条例第9号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月5日条例第4号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月13日条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月17日条例第17号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月13日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

○せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則
平成17年9月1日規則第75号

改正

平成18年9月29日規則第44号
平成19年3月30日規則第5号
平成20年4月1日規則第15号
平成20年9月29日規則第20号
平成20年12月30日規則第27号
平成23年9月1日規則第12号
平成25年3月21日規則第4号
平成28年8月1日規則第47号の1
平成29年3月17日規則第4号

せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成17年せたな町条例第78号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金)

第2条 条例第2条第5項の規定による一部負担金は、次のとおりとする。

(1) 受給者が3歳未満(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの期間を含む。)、ひとり親家庭等の母又は父及び児童、世帯員全員が市町村民税非課税世帯である世帯に属する重度心身障害者の場合、次の初診時一部負担金の額とする。

ア 医科診療の場合 580円

イ 歯科診療の場合 510円

ウ 柔道整復師受療の場合 270円

(2) 上記以外の場合は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第67条第1項第1号の規定により算定した一部負担金に相当する額(基本利用料及び食事療養標準負担額、生活療養標準負担額を除く。)とし、月額上限を入院で22,200円、通院で6,000円とする。この場合において、受給者が条例第2条第6項に規定する基本利用料を負担した場合には、合算した額で算定するものとする。

(条例第3条第3号及び第4号に規定する所得の額等)

第3条 条例第3条第3号及び第4号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

(受給者証の交付申請)

第4条 条例第5条の規定による交付申請は、様式第1号の重度心身障害者医療費受給者証交付(更新)申請書又は様式第2号のひとり親家庭等医療費受給者証交付(更新)申請書(以下「交付(更新)申請書」という。)により行わなければならない。

2 前項の交付(更新)申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 重度心身障害者 条例第2条第1項第1号に規定する身体障害者手帳又は同項第2号に規定する状態にあることが判定若しくは診断された書類又は同項第3号に規定する精神保健手帳

(2) ひとり親家庭等 現に児童を扶養又は監護している事実を明らかにすることができる書類

(3) 条例第3条第3号及び第4号に規定する受給者又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

(4) 条例第4条第2項に規定する者(その属する世帯員全員が市町村民税者に限る。)にあっては、世帯全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

3 町長は、前項の規定にかかわらず、交付(更新)申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 町長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができる。

(受給者の決定等)

第5条 町長は、前条の交付(更新)申請書を受理したときはその内容を審査し、受給者として決定したときは様式第3号の重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付決定通知書により、受給者として決定しなかったときは様式第4号の重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証

交付申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(受給者証の交付)

第6条 町長は、前条の規定により受給者として決定した者に対し、様式第5号の重度心身障害者医療費受給者証又は様式第6号のひとり親家庭等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 前項の受給者証の有効期限は、毎年7月31日とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(受給者証の更新申請)

第7条 受給者は、受給者証の有効期限の後も引き続き医療費の助成を受けようとするときは、交付（更新）申請書に、第4条第2項各号に掲げる書類を添えて、受給者証の更新を申請（以下「更新申請」という。）しなければならない。

2 町長は、前項の規定による更新申請があった場合は、内容を審査し、有効期限の後も引き続き受給者として決定したときは、受給者証を当該申請者に交付するとともにその旨を通知し、受給者として決定しなかったときは、その理由を記載して当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、町長は、公簿等により更新申請に必要な事項を確認することができるときは、更新申請があったものとみなし、当該更新申請に係る手続きを省略させることができる。

(助成金の交付請求)

第8条 条例第8条第2項の規定による医療費の助成は、医療費の助成を受けようとする者が様式第7号の重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給申請書を町長に提出することにより行うものとする。

(助成金の交付決定等)

第9条 町長は、前条の申請書を受理したときはその内容を審査し、助成金を交付することに決定したときは様式第8号の重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(条例第4条第2項に規定する額等)

第10条 条例第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第3項（同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。）の規定の例による。

(届出)

第11条 条例第9条の規定による届出は、様式第9号の重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者に係る変更（喪失）届書によって行わなければならない。

(受給者証の再交付)

第12条 受給者証を汚損し、破損又は亡失したことにより再交付を受けようとするときは、様式第10号の重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書を町長に提出しなければならない。

(受給者証の返還)

第13条 受給者が受給資格を喪失したときは、速やかに受給者証を町長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成6年大成町規則第17号）、北檜山町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年北檜山町第23号）又は瀬棚町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年瀬棚町規則第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年9月29日規則第44号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第15号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日規則第20号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月30日規則第27号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成23年9月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月21日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年8月1日規則第47号の1）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

<p>1 所得の額</p> <p>(1) 条例第3条第3号に規定する所得の額は、前年の所得（1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。）とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額とする。</p> <p>(2) 条例第3条第4号に規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第7項に定める額とする。</p> <p>2 所得の範囲及び所得の額の計算方法</p> <p>(1) 所得の範囲</p> <p>ア 条例第3条第3号に該当する場合にあっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項において準用する同令第4条の規定によるものとする。</p> <p>イ 条例第3条第4号に該当する場合にあっては、児童扶養手当法第9条第2項並びに児童扶養手当法施行令第2条の4第6項及び第3条第1項の規定によるものとする。</p> <p>(2) 所得の額の計算方法</p> <p>ア 条例第3条第3号に該当する場合にあっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条の規定によるものとする。</p> <p>イ 条例第3条第4号に該当する場合にあっては、児童扶養手当法施行令第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。</p>
--